

評価細目の第三者評価結果

(保育所、地域型保育事業)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	<p>I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>a 保育理念「小さな新芽の子どもたちに、たくさんの大きな花を咲かせてもらいたい」、保育方針「みんなで仲良く元気よく、のびのびと育み、リズムの整った生活を」、保育目標「人を思いやる子、感性豊かな子、心身ともに健康な子」をwebサイトやパンフレット、「子ども・子育て支援情報公表システム」等に掲載している。 入園希望者に対する見学対応の際や、入園説明会の際等にも、保育理念や保育方針、保育目標に関する説明を行っている。</p>

I-2 経営状況の把握

第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	<p>I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>a 子どもの年齢ごとに、毎月の園児数を把握する取り組みを行っている（5歳児以外は定員に達している。5歳児は定員に対して93%となっている）。運営法人は、社会福祉連携推進法人「さくらグループ」に帰属し、当該グループを通じて経営環境に関する情報収集や情報分析等を行っている。認定されている社会福祉連携推進法人は、2025年度3月現在全国で30法人となっている（2022年度3月14日付社援基発0314第1号に基づき、認定所轄庁から情報提供のあった法人）。</p>
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	<p>a 経営課題を明確にするため、自己評価や保護者アンケート等を実施している。</p> <p>自己評価では、保育課程（2項目）、保育理念（3項目）、保育目的（2項目）、指導計画（3項目）、保育内容（5項目）、保育・行事（4項目）、健康管理（3項目）、食事（3項目）、環境（3項目）、人権尊重（3項目）、子育て支援（4項目）、地域との連携（4項目）、開かれた保育園づくり（5項目）、危機管理（3項目）、守秘義務（2項目）、園内外の研修（2項目）、組織運営（3項目）を、それぞれ3段階で評価している（毎年、年度末に実施している）。</p> <p>保護者アンケートは、夏祭り、運動会、発表会、卒業式、「1日保育士体験」の実施について行っている。</p> <p>これらの自己評価や保護者アンケート等に基づき、事業計画を策定している。</p>

I-3 事業計画の策定

第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	<p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>a 配置基準（保育を担当する職員）に対して1人多い職員を配置し、保育サービスの質を高めるという長期計画を策定している。長期計画の実現に向け、①人件費予算を拡充する制度（処遇改善費、雇用対策費、1歳児担当雇用費、保育体制強化費等）活用を行う、②全国の保育士養成施設との関係構築を推進する取り組みを行っている。</p> <p>現在は、0歳児が2人の基準に対して3人の担当職員を、1歳児が1人の基準に対して1.4人の担当職員を、2歳児が1人の基準に対して1.6人の担当職員を、3歳児が1人の基準に対して1.7人の担当職員を、4歳児が1人の基準に対して1人の担当職員を、5歳児が1人の基準に対して2人の担当職員を、それぞれ配置している。</p>
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<p>a 配置基準を超える職員配置を行う長期計画に基づき、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」を策定している。当該計画においては、保育に関する基本原則、役割目標、保育方法、保育所の社会的責任、養護に関する基本事項、小学校との連携・支援、人権尊重、年齢（クラス）ごとのねらい、養護と教育に関する保育内容、食育、全体的な健康支援、環境・衛生管理、研修計画、地域交流、安全対策・事故防止等の取り組みを議論的に策定している。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」と共に、保育テーマも合議的に策定している。2025年度は、全体的な保育テーマを「彩る」としている（毎日を楽しく過ごす中で、自分だけの個性の“色”を見つけ、様々な関わりを通して混ざり合い、虹のように彩り豊かな世界を広げていく。一人ひとりが、自分の色に自信をもってのびのびと過ごしていける保育を目指す）。 クラスごとの保育テーマも策定している。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づく全体的な保育テーマ「彩る」と共に、クラスごとの保育テーマを年度当初に保護者に周知している。2025年度は、0歳児は「先生やお家の方に見守られる中で、愛着関係を築き彩っていく」、1歳児は「保護者や家族が気持ちに彩を添え、生活を通して喜怒哀楽を知り自分の色を探していく」、2歳児は「自分の心の色を言葉で表現しながら、次第に友だちとの会話も楽しむ」、3歳児は「友だちと関わる中でそれぞれの色を知り、他者を受け止めていく」、4歳児は「自分の色を大切にしながら、一つ目標に向かって、クラス色を深める」、5歳児は「お友だちの色を認め、支え合いながら皆の色で未来を彩る」としている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a 保育サービスの質を高めるため、自己評価（年度末に実施する全体的な自己評価）と共に、保育テーマ（全体的なものと、クラスごとのものがある）に対する評価を行っている。予め、保育テーマにかかる個別の年間目標も定めており、当該目標に対する年間の取り組みを人事考課の項目に従って評価している。また、職員に対する個別面談を定期的（年3回）に実施し、個別の指導や助言等を行っている。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a SPDCAサイクルの取り組みを行っており、自己評価や保護者アンケートの結果、保育テーマに対する評価結果等を踏まえた次年度計画（「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」、保育テーマ等）を策定している。 また、さいたま市による一般指導監査や実地指導の結果を全ての職員に周知すると共に、課題への共通認識や改善策の合議的な検討等も組織的に行っている。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a 園長は、毎年、年度当初に自らの役割や責任、運営方針等を全職員に表明し、長期計画（配置基準に対して1人多い職員を配置し、保育サービスの質を高める）の実現に向けた取り組み計画（職員の人事費予算を拡充するため、各種制度の活用と活用できる制度を拡大する取り組み、計画的に新卒者を採用する取り組み等）を周知している。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a 「保育園職員ハンドブック」（遵守すべき法令への理解や、マナー、コミュニケーション技術等に関するマニュアル）を作成し、職員に配布している。当該ハンドブックには、話し方・会話、身なり・服装、電話の対応、5W1H、連絡帳の書き方、保護者との関係（親密過ぎず、適度に距離を置いた良い関係の構築等）、保育者に必要な心得、保護者同士の良好な関係づくりの支援方法、その他（保護者前で言えない発言は慎む、ミスや事故を隠さず早めに報告する、業務連絡にSNSやLINEを使用しないこと、グループLINEは作らないこと、園内の噂話や陰口には乗らないこと、公共の場で園内の話をしないこと、保護者に対して平等に接すること等）等を明示している。 年度当初に、当該ハンドブックに対する理解を深める研修を実施すると共に、必要に応じて個別のOJTも行っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は、「保育施設運営管理士1級」（民間資格）を取得し、運営の質や保育サービスの質の向上を図る取り組みを主導している。長期計画（配置基準に対して1人多い職員を配置し、保育サービスの質を高める）の実現に向けた取り組み（職員の人事費予算を拡充するための制度活用や、新卒者を採用する取り組みの拡充等）を園長が主導している。「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」の策定における“保育の方法”（一人ひとりの子どもの主体的な活動や、子ども相互の関わりを大切にする等），“養護に関する基本事項”（子どものあるがままを温かく受け止め、共感したり励ましたりしながら子どもと受容的・応答的に関わる等），“幼児教育を行う施設として共有すべき事項”（子どもが発達していく方向性を意識して、それぞれの時期に相応しい経験を積み重ねていく等）については、園長が実行性を高める取り組みを主導している。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	自己評価における、「管理者は、自らの役割と責任に対して表明し理解を図っている」、「福祉サービスの向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している」、「経営の改善や業務の実効性を高める取り組みに指導力を発揮している」に対するは全ての職員が“a”と回答している。また、「園全体の長期的なビジョンが明確で、共通認識の基に保育サービスを提供している」「環境と通して行う保育、養護、教育の一体化の展開ができる」「保育理念や保育方針、保育目標に基づき、子どもの心身の発達や、家庭、地域の実態に即した保育課程が編成できている」等、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づく取り組みの実行性や指導力等を評価する意見も一定数あった。

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	<p>職員配置の充実を図り保育サービスの質を高める長期計画に基づき、人事費予算の拡充（処遇改善費、雇用対策費、1歳児担当雇用費、保育体制強化費等を活用して、報酬に反映させる取り組み）と、全国の保育士養成施設との関係構築を推進（新卒者の安定確保に向け、採用活動の充実と関係づくりを拡大する）する取り組みを重層的に行っている。</p> <p>採用活動においては、新卒者確保のため専用のパンフレットを作成している。当該パンフレットには、出身校と卒業年、所属、写真と共に、所属する保育園の特長と職場の様子、やりがい、福利厚生等に関するメッセージを掲載している（8名）。更に、新卒保育士準備金貸付制度（埼玉県の制度）や退職金制度、借り上げ社宅制度、産休・育休制度、入職までの流れ、業務の流れ等も掲載している。</p> <p>また、安定した定着のために、技能の習得によるキャリア形成の仕組み（乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援等の専門研修や、マネジメント研修、保育実践研修等の研修受講により経験年数に応じたキャリアを形成する）を構築している。</p>
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	<p>総合的な人事管理のために、業績（目標遂行、仕事の質、保育技術、保育知識）、能力（知識・技術、企画力、判断力、交渉・指導力）、姿勢（積極性、責任感、協調性、服務規律）に関する評価（自己評価も含む）を定期的に行っている。また、キャリア形成に応じた報酬の規定を周知している。当該規定における等級は、1級から4級で、号俸は1級（園長）が23号俸まで、2級（主任保育士）から4級（3級は保育士、4級は事務と保育補助）までが30号俸までとなっている。</p>
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	<p>社員、非常勤職員共に、勤務実績を勤務計画と共に常に把握している。また、有給休暇の取得促進のため、有給休暇の取得日数や残日数（前年度からの繰り越し日数を含む）を個別に把握している。</p> <p>働きやすい職場づくりの一環として、勤務時間中に保育士が一時に子どもから離れ、各種の業務に取り組む時間（ノンコンタクトタイム）を交代で確保する（20分間）取り組みを行っている。子どもから離れる時間の確保により、事務作業に集中したり、職員間で情報交換したり、保育を振り返ったりする時間が確保できる。当該取り組みは、不適切保育を防止する目的も含まれている。</p> <p>自己評価における当該項目については全ての職員が“a”と回答している。</p>
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	<p>保育サービスの質を高める一環として、保育テーマ（全体的なものと、クラスごとのものがある）を定めている。保育テーマにかかる個別の年間目標も定めており、当該目標に対する年間の取り組みを人事考課の項目に従って評価している。また、職員に対する個別面談を定期的（年3回）に実施し、必要に応じて個別の指導や助言等を行っている。</p> <p>自己評価における当該項目については全ての職員が“a”と回答している。</p>
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<p>求める人材像（①子供たちと共に元気に明るく過ごせる人、②子どもたちの思いを誠実に受け止められる人、③子供たちの心を大切に受け止めて寄り添える人）を周知している。当該人材像に基づく育成のため計画的な研修を実施している。</p> <p>園内研修については、「保育園職員ハンドブック」、乳幼児突然死症候群、AED・応急処置、園外保育、水の危険性、感染症ガイドライン、離乳食、暑さ指数・熱中症対策、子ども一人ひとりの人格を尊重する関わり、保育士に求められる常識、保育所保育指針、アレルギー、地震発生時、避難経路や場所等、気になる子への関わり方、子どもが物事を伝える権利・知る権利・権利の主体、危険個所の共有、インシデントの共有、火災発生時、子どもの育ちや家庭環境を尊重する関わり、事故発生時、個人情報の取り扱い、言葉遣い、不審者対応、働きやすい職場づくり、ハラスマント、子育て支援、手遊び、労務管理、嘔吐処理、就業規則、集団遊び、医療ケア児対応等に関する研修を計画的に実施している。</p> <p>自己評価における当該項目については全ての職員が“a”と回答している。</p>
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	<p>技能の習得によるキャリア形成の仕組みに基づき、乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援等の専門研修や、マネジメント研修、保育実践研修等の外部研修を、経験年数や個別の希望により受講する取り組みを行っている。他にも、クレヨンやパステル等を使った造形遊びに関する外部研修、保育者が小学校のカリキュラム等を体験的に学ぶ研修等を受講している。</p> <p>自己評価における当該項目については全ての職員が“a”と回答している。</p>
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<p>「保育実習受け入れ対応」を作成し、実習生を受け入れる側のポイント（実習生の受け入れには労力や負担がかかるが、実習生の受け入れを使命として、やりがいや専門性を伝える等）、受け入れ手順、オリエンテーションの内容や諸注意、実習内容（保育実習Ⅰ・Ⅱ、観察実習、参加実習、責任実習ごとの内容）、振り返りについて等を整備している。また、実習日誌の書き方を指導するマニュアルも整備している。</p> <p>前年度は、6校の専門学校や短期大学、大学から実習生を受け入れている。</p>

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>webサイトを通じて、保育理念（一人ひとりの個性を尊重し、一人ひとりの子どもたちに合った保育を行っていること、子どもたち・保護者・保育者との信頼関係を築き、心地よく生活を送れる環境づくりを大切にし、共に成長できる保育園づくりを目指していること）、保育方針、保育目標、特徴（正課体育を実施していること、調理に注力しており、温かい家庭的な給食を提供していることやオリジナル給食dayを実施していること等）、正課体育に関する説明、専門学校と連携した取り組み、地域との関わり、主な年間スケジュール、採用情報等を発信している（部分的に動画も活用している）。</p> <p>地域との関わりでは、中学校との交流、高齢者との交流、近隣公園浴場のイベントでの関わり、地域祭りへの参加等を写真と共に発信している。</p> <p>採用情報では、業務内容、研修制度、福利厚生制度、新卒採用でキャリアを重ねている職員からのメッセージ、キャリアプランモデル（1年目、3年目、5年目）、Q&A等を写真と共に発信している。</p>
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	<p>健全で公正な経営のため、経理規定を定めている。経理規定では、経理事務の範囲、会計年度、計算書類（資金収支計算書、貸借対照表、事業活動計算書、寄付金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書、積立金・積立資産明細書、国庫補助金等特別積立金明細書等）、共通収入支出の配分（事業区分や拠点区分、サービス区分に応じた収入と支出に関すること）、勘定科目と帳簿、予算、出納、資産と負債の管理、財務の管理、引当金、決算、会計監査、契約（一般競争契約、指名競争契約、随意契約）に関すること等を規定している。</p>

II-4 地域との交流、地域貢献

第三者評価結果		コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	中学校との交流（家庭科の授業を通じた交流）、高齢者との交流（住宅型有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等における利用者との交流）、近隣公衆浴場のイベントでの関わり（近隣の公衆浴場で開催する敬老の日のイベントにおいて、子どもがメッセージを書いた檜の木片を湯船に浮かべる取り組み）、地域祭りへの参加等、多様な地域交流を行っている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアを受け入れるための手順や注意事項（申し込みは拠点ごとに行う、受け入れの可否を申込者に回答する、受け入れる場合は来所した上で申込書の提出を受ける、未成年者の場合は保護者の同意を受ける、身分証明書の写しを申込書に貼り付ける、申込者に「ボランティア受付通知書」を交付する、細菌検査やボランティア保険に関する説明を行う等）を整備している。 専門学校と連携し、インターンシップ授業への協力を行っている。当該授業は、入学直後の学生を対象とした保育士の業務を体験的に学習するもので、実習とは異なる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	必要な社会資源を明示している（さいたま市防災課、埼玉県産業支援課、南児童相談所、子ども担当の児童相談所、浦和消防署、浦和警察署、川口並木クリニック、看護師、協力医療機関、近隣の小学校、清掃業者、リネン業者、食材関係業者、設備関係業者、メンテナンス関係業者、燃料関係業者、自治会、ボランティア団体等の連絡先を明示している）。また、気象や防災、地方自治体、ライフライン等の情報収集先と連絡先も明示している。 これらの社会資源とは必要に応じて連携する取り組みを行っている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	隣接する「うぐす保育園北浦和」と連携して、子育てに関する地域ニーズ等を把握する取り組みを行っている。また、卒園する子どもが、小学校や特別支援学校へ円滑に移行することができるよう、さいたま市が実施する「保育者小学校等体験研修」（保育士が小学校や特別支援学校の教育活動を補助し、小学校等との連携を図る研修）に参加する取り組みを行っている。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	中学校と交流する取り組み、高齢者と交流する取り組み、近隣公衆浴場のイベントに参画する取り組み、地域祭りに参加する取り組み、地域行事（落語のイベント）に参加する取り組み等を通じて、地域福祉ニーズへの貢献を行っている。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

第三者評価結果		コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通的理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念においては、子ども一人ひとりの個性を尊重し、一人ひとりの子どもたちに合った保育を行うことと謳っている。保育方針においても、一人ひとりに寄り添い、個々の発達に合わせ伸びる力を大切にすると謳っている。これらについては、webサイトやパンフレット、入園希望者に対する見学対応の際、入園説明会の際等を通じて、一般に幅広く発信している。 園内研修において、子ども一人ひとりの人格を尊重する関わりに関する研修や、子どもが物事を伝える権利・知る権利・権利の主体に関する研修、子どもの育ちや家庭環境を尊重する関わりに関する研修等を実施している。「保育所等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」（全国保育士会）を活用する取り組みも行っている。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	「個人情報保護規定」や「個人情報保護方針」に基づき、子どもや保護者の個人情報を適切に取り扱う取り組みを行っている。 着替えの支援を行う場合は、子どもの羞恥心やプライバシーに配慮する取り組みを行っている。おねしょをした子どもへの対応においては、羞恥心や自尊心に配慮する取り組みを行っている。 また、保育園における子どもの様子を撮影（写真）することに対する保護者の同意を得る取り組みも行っている。子どもの様子を撮影した写真の販売を行う場合は、プライバシーにも配慮している。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	パンフレットには、保育理念、保育方針、保育目標、正課体育に注力していること、保育士によるQ&A、法人が運営する他の保育園、1日の主な流れ、園長や主任保育士等からのメッセージ等を掲載している。入園説明会の資料には、保育時間、慣らし保育、送迎に関する注意事項、保育料に関すること、大雨警報や大雪警報等が発令された場合の対応、保育園で発熱した場合の対応、大きな怪我をした場合の対応、先天性体質、病児保育、子どもの年齢に応じた持ち物等に関する内容を掲載している。
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	保育サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書に関する説明を行い、説明内容に関する同意を得る取り組みを行っている。重要事項説明書には、設置者、目的及び運営方針、概要（年齢ごとの定員、自己評価、第三者評価、職員研修、嘱託医）、職員体制、開園時間、保育士配置基準、休園日、施設概要、衛生管理、食事の提供、健康診断、利用者負担額（延長保育料、スポーツ共済費、給食費、連絡帳、名札、道具箱、行事費、帽子代等）、緊急時等の対応、非常災害時の対応、個人情報保護、園児の写真と映像、個人情報の保護、連携施設、等に関することを掲載している。
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	転園する場合は保護者の同意に基づき、必要な情報を転園先に提供する支援を行っている。退園後も遊びに来たり相談ができる体制を整備し、保育の継続性を確保する取り組みを行っている。卒園時は、子どもが入学する予定の小学校に「保育所保育要録」を提出している。また、保護者が保育園児の弟妹にかかる育児休業を取得する場合、その保育園児は退園となる可能性がある。このため、退園になった場合、一時保育が活用できることを説明している。加えて、退園後の子育てに関する相談対応等も希望に応じて行っている。
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	夏祭り、運動会、発表会、卒業式、「1日保育士体験」の実施後に保護者アンケートを実施し、アンケート結果の集計を行っている。また、アンケート結果に関する共通認識を図ると共に、アンケート結果に基づく改善等の検討も行っている。 保護者とのコミュニケーション機会を増やすため、職員室の扉を常時開放している（プライバシーにも配慮している）。利用者調査でも、「職員の方がいつも笑顔で声をかけてくれます」「先生方が他のクラスの子もきちんと見てくれています」「先生同士の意思疎通が良くできている印象があります（登園時別の先生に伝えた話もきちんと担任の先生に伝わっています）」「園長先生が親しみやすいです」「先生方のコミュニケーションがしっかり取れているので、進級で担任の先生が変わっても安心できます」等、保護者とのコミュニケーションや職員同士のコミュニケーションを評価する意見が一定数ある。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	重要事項説明書に、相談・苦情の窓口、窓口の開設時間、苦情解決責任者、受付担当者、連絡先の電話番号とメールアドレス、第三者委員（2名）の氏名と連絡先を明示している。Webサイトにも、苦情相談に対する体制、苦情解決責任者（苦情解決の仕組みの周知や苦情申出人との話し合いによる解決、改善を約束した事項の報告などを行う）、苦情解決担当者（苦情を隨時、受け付けて苦情解決責任者、第三者委員への報告を行うと共に、受付から解決・改善までの経過と結果の報告、記録を行う）、第三者委員、苦情解決の流れ（苦情は面接、電話、書面などにより苦情解決担当者が隨時受け付ける、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する、苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話合う等）等を明示している。
III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	保護者との個別面談を定期的に行っている。個別面談に先立ち、苦情や要望等を予め把握して当該面談の際に回答する取り組みも行っている。定期的な個別面談の他に、保護者の希望に応じた面談も隨時行っている。 また、保護者が気軽に相談できるよう、職員室の扉を常時開放する取り組みを行っている。 利用者調査における「園長や職員に対して不満や要望を気軽に言うことができますか」については、「はい」が61.8%、「どちらともいえない」が23.5%、「いいえ」が8.8%、「わからない」が5.9%となっている。

III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの相談や意見に対しては、その内容に応じて迅速に対応する取り組みを行っている（アプリの活用も行っている）。相談や意見に対しては、基本的にクラス担任が対応にあたり、必要に応じて園長や主任保育士も加わっている。また、相談者のプライバシーに配慮し、相談内容や今後の対応等を秘匿する取り組みを行っている。 利用者調査における「不満や要望には的確に応えてくれますか」については、「はい」が64.7%、「どちらともいえない」が8.8%、「いいえ」が0%、「わからない」が26.5%となっている。
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	a	「保育安全計画」を策定している。当該計画においては、安全点検やマニュアル（重大事故防止マニュアル、災害時マニュアル、119番対応マニュアル、救急時対応マニュアル、不審者対応児マニュアル）の策定、児童・保護者に対する安全指導、訓練・研修、再発防止策等に関する計画を策定している。また、「危機管理マニュアル」を策定している。当該マニュアルにおいては、危機管理における指揮権、大地震発生時の対応、火災発生時の対応、風水害や台風、落雷時の対応、事故発生時の対応、事件発生時の対応、所在不明時の対応等（それぞれの発生に備えた取り組みを含む）を手順（フローチャート）と共に明示している。
III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	感染症ガイドラインの周知や、感染経路（飛沫感染、空気感染、接触感染、経口感染）を理解する、子どもの変化（体温、食欲、便の形状、顔色、仕草、表情の変化）を理解する、適切なスタンダードプロトコールを理解する等の取り組み（研修）を行っている。併せて、感染症の種類（インフルエンザ、水ぼうそう、溶連菌感染症、手足口病、ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス、おたふく風邪、流行性角膜炎、プール熱、リンゴ病、RSウイルス等）と、それぞれの症状や特徴、登園の目安等を理解する取り組みも行っている。 感染症の蔓延に伴う業務継続計画（BCP）を策定している。当該計画においては、感染が疑われる症状がある者の発生時における対応、感染の可能性が高い者の発生時における対応、感染者が発生した場合における対応、不足する職員を確保する方法等を明示している。
III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	地震発生時、避難経路や場所等、火災発生時に関する研修を定期的に実施している。「危機管理マニュアル」において、地震の発生に備える取り組みと、地震が発生した場合の対応手順（役割分担を含む）、火災の発生に備える取り組みと、火災が発生した場合の対応手順、風水害や台風、落雷が発生した場合の対応手順等を明示している。法令に基づき、避難訓練を毎月実施している（地震や火災、風水害等を想定した避難訓練を区別している）。 自然災害の発生に伴う業務継続計画（BCP）を策定している。当該計画においては、地震と風水害について、災害が発生してからの経過時間ごとの対応や、地域ニーズへの対応を明示している。
III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	地震発生時、避難経路や場所等、火災発生時に関する研修を定期的に実施している。「危機管理マニュアル」において、地震の発生に備える取り組みと、地震が発生した場合の対応手順（役割分担を含む）、火災の発生に備える取り組みと、火災が発生した場合の対応手順、風水害や台風、落雷が発生した場合の対応手順等を明示している。法令に基づき、避難訓練を毎月実施している（地震や火災、風水害等を想定した避難訓練を区別している）。 自然災害の発生に伴う業務継続計画（BCP）を策定している。当該計画においては、地震と風水害について、災害が発生してからの経過時間ごとの対応や、地域ニーズへの対応を明示している。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	標準的なサービス提供方法を担保するため、「保育園職員ハンドブック」や各種マニュアル等を整備している。また、服務規律において、信用失墜行為の禁止、風紀や秩序、規律を乱す言動を慎むこと、最低限の礼儀をわきまえること、指揮や命令、計画に従うこと、職務において独善や越権専斷に奔らないこと、満足度の向上や職務の効率化のため常に工夫や改善に努めること、管理を行う職員は常にその配下の職員の人格を尊重して親切に指揮統制を行うこと、業務上のロスやミス等は事実を歪曲したり隠蔽することなく速やかに報告すること、勤務時間中は所掌職務に専念し、上司の許可なく職場を離れ、又は他の者の就業を妨げる行為をしてはならない等、標準的なサービス提供のために不可欠なルールを設けている。
III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	定期的に開催する「クラス会議」や「給食会議」、「職員会議」等において、業務内容や手順等の見直しや、改善の可否等を検討している。また、年度末に実施する自己評価においても、「環境構成や素材・用具を適切に活かした保育計画になっているか」「基本的な生活習慣が身につくよう、積極的な活動ができる環境が整備されているか」「様々な表現活動が体験できるように配慮しているか」「身近な自然や社会と関わるような取り組みを行っているか」「遊びや生活を通して人間関係が育つように配慮しているか」「一日の流れ（デイリープログラム）は現行のままで良いか」「計画・実施・評価・改善の体制が取られているか」等、標準的な実施方法を評価（見直しを含む）している。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	<p>個別面談を通じて、子どもの発達や家庭環境等に関する情報収集（アセスメントを含む）を行っている（個別面談において把握した情報や面談の内容等は、所定の用紙に記録している）。</p> <p>また、アセスメントに基づき、年齢に応じた年間指導計画を策定すると共に、年間指導計画との整合性を確保した月間指導計画を策定している。月間指導計画は、0歳児、1歳児、2歳児については成長に応じて個別に作成し、3～5歳児についてはクラスごとに作成している。加えて、月間指導計画に基づく週間指導計画をクラスごとに策定している。</p> <p>更に、様子の気になる子どもについては、個別の計画（個別対応指導計画）を策定している。</p>
III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	<p>年間指導計画は、4半期ごと（4月～5月までの計画を6月に、6月～8月までの計画を9月に、9月から12月までの計画を1月に、1月から3月までの計画を4月に）に評価している。また、必要に応じた見直しを行い、次の期に反映させる取り組みも行っている。</p> <p>月間指導計画は月末に、週間指導計画は週末に、それぞれ担任が評価と見直しを行っている。月間指導計画と週間指導計画については、必要に応じて園長や主任保育士が助言や指導を行っている。</p>
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<p>業務効率向上のため、各種計画や記録をデータ化している（システムを導入し、入力や情報共有のICT化を図っている）。必要に応じて、システムの操作や活用に関する支援も行っている。</p> <p>0歳、1歳、2歳児については、計画や記録を個別に行っている。3歳、4歳、5歳児については、計画や記録を包括的に行っているが、必要に応じて個別でも行っている。</p> <p>「職員会議」や「クラス会議」を通じて、計画や記録についての共通認識を図っている。</p>
III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	<p>各種計画や記録（データ）を管理するため、入力や閲覧時にIDとPWによるアクセス制限を行っている。出力したもので個人情報が含まれるものは、施錠可能なキャビネットに保管している。</p> <p>また、「個人情報保護規定」（個人情報保護の目的、利用目的の特定、目的外利用の制限、適正な取得、特定情報取得の禁止、データを含む個人情報の安全管理、個人情報の第三者提供、情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止、個人情報保護管理者の配置等に関する規定）を整備している。全ての職員から、個人情報を含む秘密保持に関する誓約書（退職後も含む）の提出を受けている。退職時にも、「秘密保持及び個人情報に関する誓約書」の提出を受けている。</p>

A 個別評価基準
A-1 保育内容

第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成	
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a 保育理念や保育方針、保育目標に基づき、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」を策定している。当該計画では、“基本原則と目標”について、一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障する、子ども一人ひとりをありのまま受け止め、心の安定を図りながら細かく対応していく、一人ひとりの可能性や育つ力を認め、尊重する、と明示している。また、“保育の方法”については、一人ひとりの子どもの主体的な活動や、子ども相互の関わりを大切にする等、“養護に関する基本事項”については、子どものあるがままを温かく受け止め、共感したり励ましたりしながら子どもと受容的・応答的に関わる等、“幼児教育を行う施設として共有すべき事項”については、子どもが発達していく方向性を意識して、それぞれの時期に相応しい経験を積み重ねていく等と明示している。更に、当該計画において、年齢ごとの“ねらい”や養護、教育、食育に関する計画も策定している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a 季節に合わせて保育室の環境を変えている。春は、子どもにより生活リズムが異なる場合があるため、子どものリズムで寝る、遊ぶ等を尊重した対応を行っている。このため、保育室に寝るスペースと遊ぶスペースをそれぞれ確保している。夏は、プール遊びを行うため、保育室に着替えるスペースと着替えの順番を待つスペースを設けている。秋は、運動会の練習を行う時間が多くなるため、保育室にマット運動、ダンス等、それぞれを練習するスペースを設けている。また、1年を通じて子どもが自由に絵本や紙芝居、おもちゃを選べる環境を整備している。 また、安全な環境を維持するため、建物や設備、遊具等における点検を毎月実施している。当該点検は、子どもの転落を防止する措置がなされているか、怪我の誘因となる破損がないか、避難路に障害物が置かれていないか等、24項目からなるチェックリストを活用している。
A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a 子ども一人ひとりの気持ちに寄り添うため、また、子ども一人ひとりに対する受容を行うため、殆どのクラスにおいて基準を上回る職員配置を行っている。様子の気になる子どもに対しては、当該子どもの年齢や発達の状況に応じた対応を行っている。「クラス会議」や「職員会議」において、様子の気になる子どもに対する保育内容や対応方法等に関する検討を行っている。 利用者調査においても、「保育士の人数が多く、クラスを越えてみてくれています」「園児の人数に対して先生が多いので、手厚く見ててくれています」「園児を見守る姿勢が素晴らしいです。子どもの目線に合わせて話を聞き、いつも何かしら褒めてくれます」「保育士の方々が子どもとしっかり向き合っていることが良くわかります」「先生の声掛けや、友達同士の思いやりで成長を促してくれます。園児同士のトラブルを聞いたことがありません」「先生が子どものためを思ってくれています。行事の際など、子どもの成長と一緒に涙を流してくれます」「一人ひとりの発達に合わせた保育環境です」等、子どもに対する受容や、個別性を尊重した対応を評価する意見が一定数ある。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a 年間指導計画に基づき、0歳児については、保育園で安心して過ごせるようにすることに主眼を置いている。また、1歳児については、食具（スプーンやフォーク）を適切に（段階的に）使うことができるようすることに主眼を置いている。2歳児については、排泄や着脱の自立に向けた段階的な支援に主眼を置いている。3~5歳児については、外出から戻った際に手洗いと嗽をする、着替える等の習慣づけを行う支援を行っている。更に、散歩を通じて実践的に交通ルールを守れるようにする支援も行っている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a 子どもの主体性、工夫する力、創造性等を醸成するため、異年齢の子どもが一緒に過ごす機会を増やす取り組みに注力している。更に、行事を充実させる取り組みや身体を動かす機会を多くする取り組み等にも注力している。 利用者調査においても、「異年齢交流が盛んです」「年齢を問わず、一緒に行動することが多いです」「異年齢保育の機会が多く、子どもにとて色々なお友だちとの関わりを通して学ぶことができます」「異年齢との交流を積極的に行ってています」「行事が充実していて、子どもの成長につながっています」「運動会、発表会などの行事に力を入れています」「イベントが多いです。親としては嬉しいですが、子どもも先生も疲れると思いますので無理のない範囲でお願いできればと思います」「毎週体育の時間があり、身体を動かすことを大切にしていると思います」「年齢に応じた身体を動かす遊び、運動を取り入れてくれています」等、異年齢保育や行事、身体を動かす取り組み等に注力していることを評価する意見が一定数ある。

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<p>0歳児の養護については、①人との基本的信頼感が芽生える、②個々の生活リズムが整うよう配慮する、③発達過程などを的確に把握し応答的な触れ合いや言葉掛けを行う等を支援するとしている。</p> <p>0歳児の教育については、①清潔になることの心地よさを感じる、②保育者との信頼関係を築き周りの友だちに興味を示し、人との関わりを楽しむ、③囁きや表現で気持ちを伝えようとする、④感触を楽しみ、表現や態度で示そうとする、⑤様々なものに触れることによって興味を持ったり刺激を受ける等を支援するとしている。</p> <p>また、乳幼児突然死症候群による事故を防止するため、睡眠中の目視を5分間隔で行っている。</p>
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<p>1歳児の養護については、①特定の保育者との信頼関係を深め愛着関係を育んでいく、②スキンシップにより保育者との関わりの心地よさや安心感を持つ等を支援するとしている。</p> <p>1歳児の教育については、①身の回りのことを自分でみようとする、②生活や遊びの中で順番を待つことや決まりを守ること、③保育者や友だちとのやり取りの中で声や言葉で気持ちを表そうとする、④保育者や友だちと一緒に歌ったり、リズムに合わせて体を動かす（楽しむ）、⑤好きな玩具や遊具に興味を持ち、様々な遊びを楽しむ等を支援するとしている。</p> <p>2歳児の養護については、①生活や遊びの中で自我が育つような関わりを持つ、②子どもの気持ちを受容し共感しながら継続的な信頼関係を築いていく等を支援するとしている。</p> <p>2歳児の教育については、①身体を十分に動かして遊ぶ、②手洗いや嗽を覚える、③友だちや保育者と一緒に遊ぶ楽しさを味わったり、異年齢児と交流する、④思いを自分なりの言葉にして相手に伝えたり、友だちや保育者と会話を楽しむ、⑤音楽に合わせて踊ったり歌うことを楽しみ、友だちや保育者との会話を楽しむ、⑥気候に応じて保育者と衣服の調節を行い、快適に過ごす等を支援するとしている。</p>
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<p>3歳児の養護については、①体調や様子に留意し、健康に過ごせる、②一人ひとりの成長を認め、満足感や喜びを感じられる等を支援するとしている。</p> <p>3歳児の教育については、①着脱や排せつの後始末等自分で行い、安全な生活を身に付ける、②友だちとの簡単な遊びをする中でルールを守る、③遊びや生活の中で会話を楽しんだり、元気よく挨拶をする、④全身を使った遊びの楽しさを味わい、縄跳びや鉄棒等の運動器具を使って遊ぶ、⑤出来ることは意欲的に取り組む等を支援するとしている。</p> <p>4歳児の養護については、①基本的生活習慣の確立、②保育者との信頼関係の中で安定した生活ができる等を支援するとしている。</p> <p>4歳児の教育については、①健康な生活に必要な生活習慣を身に付ける、②思いやりや譲り合う心が育ち、集団での活動を楽しむ、③絵本や物語に親しみ言葉を豊かにする、④身近な自然を通して、面白さや不思議さに気づく等を支援するとしている。</p> <p>5歳児の養護については、①健康や安全の自己意識を高める、②友だちとの繋がりを感じながら過ごす等を支援するとしている。</p> <p>5歳児の教育については、①危険なものや場所・行動を知り、注意して活動する、②遊びや行事を通じて、友だちを応援したり力を合わせることの大切さを知る、③人の話を聞いたり、身近な文学に触れたりして言葉への興味を広げる、④生活習慣を自分で整える意識を持つ等を支援するとしている。</p>
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<p>発達の気になる子どもについては、個別の対応（受容や見守り、声掛け等）を行っている。また、必要に応じて、隣接する、うぐす保育園北浦和や、さいたま市（保育コーディネーター）、児童発達支援センターとの連携を図っている。また、職員が連携を図り、発達が気になる子どもに関する情報の共有と、対応方法の検討等を継続して行っている。</p>
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<p>7:30～9:00までと17:00～19:30までは、異なる年齢の子どもたちが一緒に過ごす環境の中で対応を行っている。保育で過ごす時間が長時間に渡ることに配慮して、延長保育の時間に限って使うことができるおもちゃや絵本等を用意している。延長保育を通じて、クラスの友達とは異なる友達をつくることや、異年齢の友達と交流する中で新しい遊びや遊び方を見つけること、担任以外の職員と一緒に過ごすことで子どもの楽しみが増えること等を支援し、延長保育が楽しみになるようにする取り組みを行っている。</p>

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	<p>5歳児に対しては、小学校（特別支援学校を含む）生活への円滑な移行のために必要な支援を行っている（5歳児は、1月ごろから段階的に午睡をしない対応を行っている）。</p> <p>また、「幼保小の架け橋プログラム」（文部科学省）に基づき、小学校と連携した取り組みを行っている。5歳児が小学校での生活に円滑に移行できるよう、「架け橋期のカリキュラム」を作成する取り組みを行っている。「架け橋期のカリキュラム」では、①期待する子ども像、②発達段階を踏まえた先生のねらい、③期のねらい（1年間を3か月から4か月の“期”に分割し、子どもの成長に合わせた“ねらい”を設定している）、④子どもへの配慮事項、⑤子どもの交流、⑥家庭や地域との連携等におけるそれぞれのカリキュラムを、保育園と小学校が連携して作成している。当該「架け橋期のカリキュラム」に基づき、5歳児が小学校を訪問する取り組みを3月（卒園直前）に実施している。</p>
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<p>①子どもが自分の健康に关心を持ち、病気の予防等必要な活動を行う、②安心・安全な環境の下、色々な遊びを通して身体作りをする、③感染症に伴う出停・予防接種やアレルギー等について保護者と連携する等を目的とした年間保健計画を策定している。当該計画では、四半期ごとに目標、活動内容、留意点等を明示している。</p> <p>また、子どもの体調管理や感染症予防等のため、季節ごとに「ほけんだより」を保護者に配布している。</p>
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	<p>定期的な検診機会を設けると共に、検診の結果を保護者にも提供している。栄養状態、眼、耳、鼻、咽頭、皮膚、口腔、心臓等に関する検診結果、体重、身長、胸囲等の計測結果等を把握し、保護者にも提供している。保護者からも、家庭における健康状態や様子等に関する情報提供を受けている。また、検診結果や子どもの状態等に応じて、医師や歯科医師の指示を踏まえた対応を保護者と連携して行っている。</p>
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<p>食物アレルギーやアナフィラキシーに関する生活管理指導表を作成し、アレルギーやアナフィラキシーショックに関する反応の有無や、病型、原因物質、診断根拠、処方薬、生活上の留意点、緊急連絡先（医師及び医療機関）等を把握すると共に、必要な対応（アレルギーボードへの記入、個別に食事やおやつを受け渡す、除去食や代替食の提供、アレルギープレートの確認等）を行っている。</p> <p>また、医師の指導に基づき、アナフィラキシーショックへの対応方法（アドレナリンの投与方法等）に関する研修を定期的に行っている。</p>
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<p>年齢ごとに食育の目標を設定（①食と健康、②食と人間関係、③食と文化、④命の育ちと食、⑤料理と食に分類した目標を設定している）し、四半期（1期は4月と5月、2期は6月～8月、3期は9月～12月、4期は1月～3月）ごとのねらい、食育内容、環境構成、援助内容に関する年間食育計画を策定している（指示書や検査結果等に基づくアレルギー対応に関する計画も策定している）。</p> <p>また、食育の一環として、いちごジャム作り（4月）や、そら豆の皮むき（5月）、キュウリのたたき（6月）、トウモロコシの皮むき（7月）、スイカ割（8月）、クッキング（毎月）等、体験的な取り組みも実施している。</p>
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	<p>年齢に応じた（離乳食開始期、7～8か月の離乳食、9～11か月の離乳食、12～18か月の離乳食、18か月以降の3歳未満児、3歳～5歳児）献立を作成している。献立は、毎日の昼食や午前のおやつ、15時のおやつに分けて作成し、献立の内容と材料、栄養価（エネルギー、たんぱく質、脂質、カルシウムの量）を明示している。また、献立については、季節に応じたものや、地域に応じたもの等も取り入れている。</p> <p>昼食等の提供は、子ども一人ひとりに応じた量、好き嫌い等にも配慮している（残食を把握している）。</p>

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携	第三者評価結果	コメント
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	<p>定期的な個別面談や登降園時に、家庭での様子に関する情報収集や情報提供を行っている。また、希望に応じて、個別の相談対応等も行っている。</p> <p>子どもの様子を毎日ブログで発信する取り組み（子どもの表情を写した5～20カットの写真と共にコメントを添えている）や、各クラスの掲示板で保育内容を発信する取り組み等、子どもに関する日常的な情報の提供を行っている。</p> <p>また、定期的に「うぐす通信」や「ほけんだより」、献立表を保護者に提供し、家庭での生活にも役立つ情報の提供も行っている。</p>

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a 連絡帳や登降園際の情報交換等を通じて、保護者が安心して子育てができるようにする支援を行っている。また、必要に応じて、個別の相談等への対応も行っている。 利用者調査でも、「生活リズムを整えてくれています」「他の子が泣いているときに、黙って通り過ぎないで声をかけてあげて」と教えてくれ、大きな家族のようで安心できます」「園での様子が頻繁に更新されていて安心できます」「ブログがよく更新されるので、オープンな雰囲気でわかりやすいです」「お迎えの時間など、とても柔軟に対応してくれます」「園の雰囲気が明るく元気があります。また、子どもの服装や持ち物、お迎えの時間等も柔軟に対応していただけます」「小学校に上がったときのために、雨の日にお散歩に行ってくれたり、先を見据えた保育をしてくださっています」等の意見が一定数ある。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a 研修において、虐待の早期発見や早期対応、虐待の防止等に関する理解を深める取り組みを行っている。登園時に子どもの様子や表情に気を配る取り組みや、着脱時に身体の状態を観察する取り組み等を行っている。子育て等に悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制整備も行っている。「クラス会議」や「職員会議」等において、子どもや保護者の様子に関する情報共有を図っている。虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のための外部研修を受講する取り組みも行っている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果	コメント
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a 保育サービスの質を高める一環として、保育テーマ（全体的なものと、クラスごとのものがある）を定めている。保育テーマにかかる個別の年間目標も定めており、当該目標に対する年間の取り組みを人事考課の項目に従って評価している。人事考課においては、前年度の振り返りと次年度に向けた希望や抱負等の設定を、個別に行っている。また、職員に対する個別面談を定期的（年3回）に実施し、必要に応じて個別の指導や助言等を行っている。 自己評価における当該項目については全ての職員が“a”と回答している。	